

政令第 号

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の政令で定める期間は、令和三年十月一日から令和四年四月二十八日までとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針の公表に伴い、都道府県等が作成する区域整備計画について、特定複合観光施設区域整備法第九条第一項の規定により国土交通大臣の認定を申請することができる期間を定める必要があるからである。